

広島県告示第七百三十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十年九月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅介護支援事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅介護支援事業を廃止した事業所	所在地	廃止年月日
有会社ともやす	東広島市高屋町高屋堀八四三―二	介護支援センター暁寛	東広島市高屋町高屋堀八四三―二	平成二〇年六月三〇日	
医療法人社団サンライフクリニック	東広島市黒瀬町国近五一一番二	サンライフクリニックケアプランサービス	東広島市黒瀬町国近五一一番二	平成二〇年六月三〇日	
日本基準寝具株式会社	広島市安佐南区大町東二丁目一五番二号	エコー在宅介護ステーション中央	広島市中区南竹屋町七番八号	平成二〇年七月八日	
医療法人せせらぎ会	広島市安芸区瀬野二丁目一二番一一号	さなだ内科居宅介護支援事業所	広島市安芸区瀬野二丁目一二番一一号	平成二〇年七月二三日	
ユーアイ・ベルモニー株式会社	広島市西区南観音三丁目一六番一九号	平安閣ケアセンタ―居宅介護支援事業所	広島市西区南観音三丁目一三番一一号 ひらいちビル二階	平成二〇年七月三十一日	